

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 30 日 (火) 第195号の 7



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

- 鹿 児 島 県 環 境 影 響 評 価 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) ( 環 境 林 務 課 取 扱 い ) 1
- 一 般 競 争 入 札 公 告 ( 4 件 ) ( 情 報 政 策 課 取 扱 い ) 2
- 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程**
- 鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※) ( 県 立 病 院 課 取 扱 い ) 13
- 県 立 病 院 局 文 書 規 程 及 び 県 立 病 院 文 書 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※) ( 県 立 病 院 課 取 扱 い ) 14
- 鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※) ( 県 立 病 院 課 取 扱 い ) 14
- 鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 職 員 に 対 す る 被 服 類 貸 与 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※) ( 県 立 病 院 課 取 扱 い ) 15
- 鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※) ( 県 立 病 院 課 取 扱 い ) 17
- 鹿 児 島 県 県 立 病 院 看 護 師 等 修 学 資 金 貸 与 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※) ( 県 立 病 院 課 取 扱 い ) 17

## 規 則

鹿 児 島 県 環 境 影 響 評 価 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 3 年 3 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

### 鹿 児 島 県 規 則 第 17 号

鹿 児 島 県 環 境 影 響 評 価 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 環 境 影 響 評 価 条 例 施 行 規 則 ( 平 成 12 年 鹿 児 島 県 規 則 第 90 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 29 条 中 「 記 名 押 印 し な け れ ば 」 を 「 記 名 し な け れ ば 」 に 改 め る。

別 表 第 1 の 16 の 項 の (1) 中 「 第 2 条 第 5 項 」 を 「 第 2 条 第 6 項 」 に 改 め る。

別 表 第 2 の 1 の 項 の (2) 中 「 第 87 条 の 3 第 7 項 」 を 「 第 88 条 第 7 項 」 に , 「 第 87 条 の 3 第 1 項 」 を 「 第 88 条 第 1 項 」 に 改 め , 同 項 の (3) 中 「 鳥 獣 の 保 護 及 び 狩 猟 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 」 を 「 鳥 獣 の 保 護 及 び 管 理 並 び に 狩 猟 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 」 に , 「 第 26 条 第 1 項 」 を 「 第 20 条 第 1 項 」 に 改 め , 同 表 2 の 項 中 「 第 26 条 の 」 を 「 第 26 条 第 1 項 の 」 に , 「 第 87 条 の 3 第 7 項 」 を 「 第 88 条 第 7 項 」 に , 「 第 87 条 の 3 第 1 項 」 を 「 第 88 条 第 1 項 」 に 改 め , 同 表 4 の 項 中 「 第 19 条 」 を 「 第 24 条 」 に 改 め , 同 表 7 の 項 中 「 第 87 条 の 3 第 1 項 」 を 「 第 88 条 第 1 項 」 に 改 め , 同 表 9 の 項 中 「 鳥 獣 の 保 護 及 び 狩 猟 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 」 を 「 鳥 獣 の 保 護 及 び 管 理 並 び に 狩 猟 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 」 に , 「 第 26 条 第 1 項 」 を 「 第 20 条 第 1 項 」 に 改 め , 同 表 10 の 項 中 「 鳥 獣 の 保 護 及 び 狩 猟 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 」 を 「 鳥 獣 の 保 護 及 び 管 理 並 び に 狩 猟 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 」 に 改 め , 同 表 11 の 項 中 「 農 村 地 域 工 業 等 導 入 促 進 法 」 を 「 農 村 地 域 へ の 産 業 の 導 入 の 促 進 等 に 関 す る 法 律 」 に , 「 第 5 条 第 1 項 又 は 第 2 項 」 を 「 第 5 条 第 1 項 」 に , 「 鳥 獣 の 保 護 及 び 狩 猟

の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表12の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「第26条第1項」を「第20条第1項」に改め、同表13の項中「第87条の3第7項」を「第88条第7項」に、「第87条の3第1項」を「第88条第1項」に改め、同表14の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「第26条第1項」を「第20条第1項」に改め、同表15の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「第26条第1項」を「第20条第1項」に、「第16条」を「第16条第1項」に改め、同表16の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「第26条第1項」を「第20条第1項」に、「第16条」を「第16条第1項」に、「第36条の2第1項」を「第68条第1項」に改め、「又は同法第37条の2の許可の申請」を削り、同表17の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「第26条第1項」を「第20条第1項」に改める。

別記第1号様式中「印」を削り、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第2号様式中「印」を削り、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第3号様式中「印」を削り、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第4号様式中「印」を削り、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第5号様式中「印」を削り、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第6号様式中「印」を削り、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第7号様式中「印」を削り、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第8号様式中「印」を削り、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第9号様式中「印」を削り、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第10号様式中「印」を削り、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第11号様式中「印」を削り、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第12号様式中「印」を削り、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第13号様式中「印」を削り、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第14号様式中「印」を削り、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第15号様式中「印」を削り、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量  
行政情報ネットワークのネットワーク及び関連整備 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
令和4年3月1日から令和10年2月29日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

##### (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

##### (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

##### (3) 申請書類の受付期間

令和3年3月30日から同年4月20日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

#### 4 入札の方法等

##### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県企画部情報政策課情報ネットワーク係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和3年5月10日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年5月11日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎地下1階）予備室B1-B-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の掲載場所及び掲載期間

(ア) 掲載場所 鹿児島県ホームページ(<https://www.pref.kagoshima.jp/>)において掲載する。

(イ) 掲載期間 令和3年3月30日から同年4月13日午後5時まで

5 契約条項を示す場所及び期間

4の(6)のイに同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格  
設定しない。
- 11 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県企画部情報政策課情報ネットワーク係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-2393  
ファックス番号 099-286-5527
- 13 その他  
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Update and maintenance of the related system of administrative information network:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:00 p.m. 10 May 2021
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Information Policy Division  
Planning Department  
Kagoshima Prefectural Government  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
TEL 099-286-2393  
FAX 099-286-5527

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量  
行政情報ネットワーク（マイナンバー系分離環境）の賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
令和4年3月1日から令和10年2月29日まで  
なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

### (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

### (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

### (3) 申請書類の受付期間

令和3年3月30日から同年5月12日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札書の提出場所

鹿児島県企画部情報政策課情報ネットワーク係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

### (4) 入札書の提出期限

令和3年5月26日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年5月27日午後2時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎地下1階）予備室B1-B-1

### (6) 入札説明書

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の掲載場所及び掲載期間
- (ア) 掲載場所 鹿児島県ホームページ(<https://www.pref.kagoshima.jp/>)において掲載する。
- (イ) 掲載期間 令和3年3月30日から同年4月27日午後5時まで
- 5 契約条項を示す場所及び期間  
4の(6)のイに同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- (2) 契約保証金  
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。  
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 8 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格  
設定しない。
- 11 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県企画部情報政策課情報ネットワーク係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-2393  
ファックス番号 099-286-5527
- 13 その他  
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Lease of administrative information network except Individual Number system: 1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:00 p.m. 26 May 2021
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Information Policy Division  
Planning Department  
Kagoshima Prefectural Government  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
TEL 099-286-2393  
FAX 099-286-5527

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量  
行政情報ネットワーク（内部システム）の賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
令和4年3月1日から令和10年2月29日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類

を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和3年3月30日から同年5月24日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札の間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県企画部情報政策課情報ネットワーク係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和3年6月14日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年6月15日午後2時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎地下1階）予備室B1-B-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の掲載場所及び掲載期間

(㍑) 掲載場所 鹿児島県ホームページ(<https://www.pref.kagoshima.jp/>)において掲載する。  
(㍑) 掲載期間 令和3年3月30日から同年4月30日午後5時まで

5 契約条項を示す場所及び期間

4の(6)のイに同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

## (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

## 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 10 最低制限価格

設定しない。

## 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県企画部情報政策課情報ネットワーク係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-2393  
ファックス番号 099-286-5527

## 13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Lease of administrative information network (internal system): 1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:00 p.m. 14 June 2021
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Information Policy Division  
Planning Department  
Kagoshima Prefectural Government  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
TEL 099-286-2393  
FAX 099-286-5527

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量  
行政情報ネットワークの外部システム及び関連整備 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
令和 4 年 3 月 1 日から令和10年 2 月 29 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

令和 3 年 3 月 30 日から同年 5 月 26 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県企画部情報政策課情報ネットワーク係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和3年6月21日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年6月22日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎地下1階）予備室B1-B-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の掲載場所及び掲載期間

(ア) 掲載場所 鹿児島県ホームページ(<https://www.pref.kagoshima.jp/>)において掲載する。

(イ) 掲載期間 令和3年3月30日から同年4月30日午後5時まで

5 契約条項を示す場所及び期間

4の(6)のイに同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認

めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県企画部情報政策課情報ネットワーク係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2393

ファックス番号 099-286-5527

13 その他

この調達には、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

Update and maintenance of the related system of administrative information network(external system): 1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 21 June 2021

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Information Policy Division

Planning Department

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-2393

FAX 099-286-5527

## 県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

### 鹿児島県立病院局企業管理規程第 1 号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

県立病院局文書規程及び県立病院文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和3年3月30日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

### 鹿児島県県立病院局企業管理規程第2号

県立病院局文書規程及び県立病院文書規程の一部を改正する規程  
(県立病院局文書規程の一部改正)

第1条 県立病院局文書規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項を削る。

第24条第1項ただし書中「県の機関相互間の文書又は権利の得喪若しくは変更に関係のない」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 国又は他の地方公共団体に発する文書で当該国又は他の地方公共団体が公印を押印しないで発することを認めたもの
- (2) 県の機関相互間の文書
- (3) 権利の得喪又は変更に関係のない文書

第38条第1項中「保存文書借覧簿（別記第12号様式）に所要事項を記入して」を削り、同条第2項中「他人に転貸し、又は」を「転貸し、」に、「若しくは」を「又は」に改める。

別記第3号様式（表）中「㊟」を削る。

別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式 削除

(県立病院文書規程の一部改正)

第2条 県立病院文書規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項を削る。

第27条第1項ただし書中「県の機関相互間の文書又は権利の得喪若しくは変更に関係のない」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 国又は他の地方公共団体に発する文書で当該国又は他の地方公共団体が公印を押印しないで発することを認めたもの
- (2) 県の機関相互間の文書
- (3) 権利の得喪又は変更に関係のない文書

第42条第1項中「、保存文書借覧簿（別記第15号様式）に所要事項を記入して」を削る。

別記第2号様式中「あ て 名」を「宛 名」に、  
「受 領 者  
印」を「受 領 者」  
に改める。

別記第3号様式中「あ て 名」を「宛 名」に、  
「受 領 者  
印」を「受 領 者」  
に改める。

別記第5号様式（表）中「㊟」を削る。

別記第15号様式を次のように改める。

第15号様式 削除

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

### 鹿児島県県立病院局企業管理規程第3号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 イの表を次のように改める。

イ 部長級

組 織 の 区 分	職
県民健康プラザ鹿屋医療センター	院長
県立大島病院	院長
県立始良病院	院長
県立薩南病院	院長
県立北薩病院	院長

別表第 7 ウの表を次のように改める。

ウ 次長級

組 織 の 区 分	職
本局	次長
県立大島病院	副院長
	事務長
県立始良病院	副院長
県立薩南病院	副院長
県立北薩病院	副院長

別表第 7 エの表を次のように改める。

エ 課長級

組 織 の 区 分	職
本局	経営企画監
	参事（本務の者に限る。）
県民健康プラザ鹿屋医療センター	事務長
	総看護師長
県立大島病院	副院長
	事務次長
	総看護師長
	臨床検査技師長
県立始良病院	事務長
	総看護師長
県立薩南病院	事務長
	総看護師長
	放射線技師長
	リハビリテーション技師長
県立北薩病院	副院長
	事務長
	薬局長
	総看護師長

別記第 4 号様式及び別記第 5 号様式中 「本人印」 を 「備考」 に改める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立病院事業職員に対する被服類貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 4 号

鹿児島県立病院事業職員に対する被服類貸与規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員に対する被服類貸与規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第8条（見出しを含む。）中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

別表中  
「  
5 薬剤師，栄養士，診療放射線技師，診療エックス線技師，臨床検査技師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，歯科技工士，あん摩マッサージ指圧師及び臨床工学技士  
」  
を  
「  
5 薬剤師，栄養士，診療放射線技師，臨床検査技師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，歯科技工士，臨床工学技士  
」  
に，

8 作業療法のため，患者に農耕等の指導を行う職員及び病院に勤務する電気技術職員	作業服（上下）	2着	2年	を
		1着	1年	
9 電話交換手	作業服（上）	2着	2年	を
		1着	1年	
10 庁務員	夏用作業服（上）	1着	2年	を
	作業服（上）	2着	1年	
	冬用作業服（下）	1着	2年	
	ゴム長靴	2足	1年	
	作業靴	2足	1年	

8 作業療法のため，患者に農耕等の指導を行う職員	作業服（上下）	2着	2年	に，
		1着	1年	

「11 ボイラー技士」を「9 ボイラー技士」に，「12 調理員」を「10 調理員」に，「13 看護補佐員」を「11 看護補佐員」に，「14 運転技師」を「12 運転技師」に，「15 薬局に勤務する事務補佐員」を「13 薬局に勤務する事務補佐員」に，

16 保清員	作業帽	2個	1年	を
	夏用作業服（上）	1着	1年	
	作業服（上下）	2着	2年	
		1着	1年	
	前掛け	1枚	1年	
	作業靴	1足	1年	
17 始良病院に勤務する技術補佐員	作業服（上下）	2着	2年	を
		1着	1年	
	作業靴	2足	1年	

14 保清員	作業帽	2個	1年	に改める。
	夏用作業服（上）	1着	1年	
	作業服（上下）	2着	2年	
		1着	1年	
	前掛け	1枚	1年	
	作業靴	1足	1年	

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 5 号

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業会計規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「㊦」を削る。

別記第15号様式及び別記第16号様式中「印」を削る。

別記第17号様式中「

責任者印
------

」を「

責任者
-----

」に、「

受領印
-----

」を「

受領
----

」に改める。

別記第21号様式中「

収納取扱者印
--------

」を「

収納取扱者
-------

」に改める。

別記第29号様式中「㊦」を削る。

別記第32号様式、別記第34号様式、別記第36号様式、別記第39号様式、別記第40号様式及び別記第42号様式中「㊦」を削る。

別記第43号様式中「

取扱者
㊦

」を「

取扱者
-----

」に改める。

別記第45号様式中「㊦」を削る。

別記第52号様式中「印」を削る。

別記第53号様式中「

請求者印
------

」を「

請求者
-----

」に、「

受領印
-----

」を「

受領
----

」に、「

担当者印
------

」を「

担当者
-----

」に改める。

別記第54号様式、別記第55号様式及び別記第66号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立病院看護師等修学資金貸与条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 6 号

鹿児島県立病院看護師等修学資金貸与条例施行規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院看護師等修学資金貸与条例施行規程（平成23年鹿児島県立病院局企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「氏名 

印
---

」を「氏名 

--

」に改める。

別記第 2 号様式中「印」を削る。

別記第 3 号様式中「本 人 住 所 ( 〒 

--

 ) 

--

 氏 名 

--

 印」を

「本 人 住 所 (〒 )  
氏 名 」 に改める。

別記第 4 号様式から別記第 6 号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。